〇金ケ崎町田園環境基本条例
平成10年４月13日条例第11号
金ケ崎町田園環境基本条例

わたくしたちは、水と緑に恵まれた自然と良好な環境のもとで生活してきた。しかしながら、町民の生活様式の変化等に伴い、生活の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、当町においても従来の環境行政の枠組だけでは対応が困難な環境問題が顕在化してきており、さらに、わたくしたち一人一人の営みが直接又は間接に地球環境に影響を与えるまでに拡大してきている。わたくしたちは、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、その環境を保全し、将来の世代に引き継いでいかなければならない。わたくしたちは、環境が限られた資源であることを深く認識し、町、事業者、町民が相互に協力し合い、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、人と自然が健全に共生できるまちづくりの実現を目指していくことを決意し、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、環境の保全及び創造について、環境基本法（平成５年法律第91号。以下「法」という。）の精神にのっとり基本理念を定め、町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（２）　地球環境保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野性生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（３）　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康が損なわれ又は快適な環境が阻害されることをいう。

（基本理念）

第３条　環境の保全及び創造は、町民が健康で文化的な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を確保するとともに、これを将来の世代に継承できるように適切に行われなければならない。

２　環境の保全及び創造は、当町の多様な自然環境において、それぞれの地域特性を配慮し、人と自然とが健全に共生できるように適切に行われなければならない。

３　環境の保全及び創造は、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進等により環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的な発展が可能な社会を構築することを旨として、町、事業者、町民の適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

４　環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と密接な関係にあることを考慮し、あらゆる活動において地球環境保全が図られるように積極的に行われなければならない。

（町の責務）

第４条　町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

２　前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（町民の責務）

第６条　町民は、基本理念にのっとり、自ら環境についての理解を深め、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自主的かつ積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第２章　環境の保全及び創造に関する施策の基本指針等

（施策の基本指針）

第７条　町は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

（１）　人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。

（２）　生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて適正に保持されること。

（３）　人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観の形成並びに歴史的又は文化的遺産の保全が図られること。

（４）　資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の低減が図られること。
第３章　環境の保全及び創造のための基本的施策
（環境基本計画）
第８条　町長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
２　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
（１）　環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
（２）　前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
３　町長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ金ケ崎町環境審議会の意見を聴かなければならない。
４　町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
５　前２項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
（年次報告書）
第９条　町長は、環境基本計画に基づき実施された施策の実施状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。
（環境影響評価の推進）
第10条　町は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これに類する事業を行う事業者がその事業の実施に当たり、あらかじめその事業について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
（規制の措置）
第11条　町は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。
２　前項に定めるもののほか、町は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。
（誘導的措置）
第12条　町は、事業者又は町民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置をとるように誘導するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。
（環境の保全に関する施設の整備の推進）
第13条　町は、下水道等の環境への負荷の低減のための施設及び公園、緑地等の快適な生活環境の確保のための施設の整備を推進するものとする。
（資源の循環的な利用等の推進）
第14条　町は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正処理等に関し、必要な措置を講ずるように努めるものとする。
（恵まれた生活環境の確保等）
第15条　町は、生物の多様性等の確保に配慮しつつ、快適かつ良好な生活環境を確保するため、森林及び緑地並びに水環境の維持及び形成に関し、必要な措置を講ずるように努めるものとする。
（良好な景観の形成等）
第16条　町は、地域の特性が生かされた快適な生活環境を確保するため、良好な景観の形成及び歴史的又は文化的遺産の保全に関し、必要な措置を講ずるように努めるものとする。
（環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等）
第17条　町は、関係機関等と協力して、事業者及び町民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、その自発的な環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。
（民間団体等の自発的な活動の促進）
第18条　町は、事業者、町民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、指導助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）
第19条　町は、第17条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進を図るため、環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。
（調査の実施等）
第20条　町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な調査を実施し、及び監視測定等の体制の整備を図るように努めるとともに、国、他の地方公共団体、民間の調査研究機関等と連携し、環境の保全及び創造に関する情報の収集等に努めるものとする。
（国及び他の地方公共団体との協力）
第21条　町は、環境の保全及び創造に関する施策であって、広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。
（地球環境保全に関する国際協力の推進）
第22条　町は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関と連携し、地球環境保全及び創造に関する

国際協力の推進に努めるものとする。
第４章　総合調整
（総合的な調整等のための体制の整備）
第23条　町は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的な調整を行い、計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。
第５章　環境審議会
（設置）
第24条　環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、法第44条の規定に基づき、金ケ崎町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（所掌事務）
第25条　審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
（１）　環境基本計画に関すること。
（２）　前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的な事項
２　審議会は、前項の諮問に関連する事項について、町長に意見を述べることができる。
（組織）
第26条　審議会は、委員20人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。
（１）　学識経験を有する者
（２）　各種団体の代表者
（３）　関係行政機関の職員
（４）　その他町長が必要と認める者
３　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
４　委員は、再任されることができる。
（会長及び副会長）
第27条　審議会に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選により定める。
２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第28条　審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
２　審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
（庶務）
第29条　審議会の庶務は、生活環境課において処理する。
附則
（施行期日）
１　この条例は、平成10年４月15日から施行する。
（金ケ崎町環境審議会条例の廃止）
２　金ケ崎町環境審議会条例（平成６年金ケ崎町条例第２号）は、廃止する。
（経過措置）
３　この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の金ケ崎町環境審議会条例（以下「旧条例」という。）第３条の規定により任命された委員である者は、第26条第２項の規定により任命された委員とみなす。
４　前項の委員の任期は、旧条例第３条の規定により任命された日から起算する。